

医療労働者

医療・介護・福祉労働者の生活と権利、国民の命と健康を守る

購読の申し込みは
日本医労連へ

購読料 年間1,500円(送料込)
(組合員の購読料は組合費に含む)
送金口座 中央労金荒川支店(普通預金)1123296
郵便振替00160-6-84866

ホームページ http://www.irouren.or.jp/
電子メール n-ask@irouren.or.jp

11年連続増勢・過去最高の峰で

6月・7月 追い上げで

定期大会を迎えよう!

▼4月結成



愛知・緑区ケアユニオン

▼5月結成



沖縄県医福労・幸仁会分会



三浦 宜子
組織共闘局長

▼最後まで拡大の追求を
日本医労連は、昨年の第68回定期大会で10年連続増勢を達成し、過去最高の17万7093人

に到達しました。全国の仲間のみなさんの頑張りで築いた貴重な到達点です。「組織拡大3か年計画」の最終年度にあたる2018年度は、18万突破、20万医労連早期達成をめざして、秋の拡大月間、春の新人拡大、36協定の取組みと結合した組織拡大など全国で奮闘し、年間1万1千人を超える(6月10日現在)仲間を増やし、昨年の大会から新たに16の労組が結成、新規加入しました。しかし、今年度は、より実態に即した組織現勢の精

織が日本医労連の定期大会に向け、6月、7月と最後まで拡大を追求し、なんととも連続増勢・過去最高の峰で大会をむかえましょう。

▼全ての加盟組織、組合員のみならず
いま、平和憲法を変え、軍備を増強して戦争する国にむかうのか、格差と貧困をなくし、社会保障を充実させる政治に転換するのか、歴史的な岐路にあります。人間らしく生活し働き続ける医療・介護の実現は、圧倒的多数の労働者・国民の要求です。私たちの当たり前の要求がかなう社会を自らの手で実現する

仲間を増やし実現しよう! よい医療・介護と働きやすい職場

査を行ったこともあり、5月末現勢は、連続増勢が非常に厳しい状況です。

組織の拡大強化は、力関係を变え、要求を前進させる土台です。全労連の主要単産で、我が国唯一の医療産別である日本医労連の組織動向は、社会的にも影響力をもちます。

大会まであと1ヶ月、職場にはまだ声をかけていない新入職員、非正規職員も多数存在します。増勢に転じ、18万を突破することは、決して不可能な目標ではありません。全ての加盟組

職員に対して加入を呼びかけていない単組・支部は、大会までに組合説明会の開催や可能な何らかの形で加入の働きかけを行いましよう。加入届をどこにだしたらいいかという声も毎年聞かれます。1度の説明会だけでなく、給与説明会、共済説明会、退勤調査での対話、ユニオンカフェなど、再度働きかける取り組みを行いましよう。

▼非正規雇用の仲間の拡大
常勤職員がユニオンショップの労組を含め、職場には多くの

▼過半数組織の建設
「働き方改革」関連法が2019年4月から施行され、労働者のいのちと健康を守るために労働組合の役割はますます重要です。組織拡大は、職場の要求を前進させる要です。仲間が増え、声をあげる労働者が増えれば、職場を変えることができます。全ての労組で過半数組織の建設、組織拡大と結合した過半数代表の獲得を追求しまし

う。

ために、800万人の医療・介護・福祉労働者を視野に、大会を増勢で迎え、日本医労連を日本の医療制度・政策に大きな影響力をもつ組織に飛躍させましよう。

●報告のお願い(発229号参照)
*6月、7月の拡大数は、把握次第、ご報告ください(最終7月15日)。
*ユニオンショップの労組で、6月、7月に労組員としてカウントされる数についても、もれなく拡大数として報告をください。
*5月末現勢の修正報告は7月5日までお願いします。

脈路

西日本豪雨災害から1年。頻発する大災害の教訓は災害に強い街づくり。住民の命を守る医療機関が災害時に機能することは重要です▼

徳島県の国立徳島病院は、標高45mの高台に立地し、水害や震災時の津波・液状化の心配がなく、災害支援病院に指定され不可欠な存在。その徳島病院が統廃合対象となり1年半が経った今、病院存続を求める住民運動が広がっています。地元が反対する理由の一つ、移転先立地が活断層中央構造線に隣接、液状化問題、豪雨時の浸水洪水地域であること▼内閣府や総務省には公共施設を建設する際の「広域防災拠点要件」がありま

す。しかし、厚労省には同様の要件が存在せず、新病院建設地で発生する災害を厚労省が把握する仕組みを持っていないことが、6月5日の衆議院厚労委員会・阿部知子議員の質問で明らかに。徳島病院統廃合計画を撤回し、全国の病院統合や病床削減など地域医療構想の総点検が必要▼

東日本大震災時の津波で命を失った業種で多いのは医療介護職と銀行員。トップから避難指示を職員に出せなかったことが悲劇を生みました。地震学者で高知大の岡村真名誉教授の南海トラフ巨大地震時の大津波の備えの指摘、「医療介護現場の皆さんと一緒に死ぬことはありません」との言葉は重い。現場スタッフに苦渋の選択をさせない病院介護施設づくりは急務です。

新署名
「控訴審で無罪を求め要請書」スタート
目標 45万筆 / 締切 8月末 / 集約 日本医労連介護担当宛

特養あずみの里裁判
介護の未来がかかった裁判が東京高裁に移ります

訴え広がる 動けば変わる

パート・派遣など非正規ではたらくなかまの全国交流集会

6月8日～9日、全労連非正規センターで「パート・派遣など非正規ではたらくなかまの全国交流集会」が山口県で開催され、に交流を深めました。

今回の集会は、「貧困と格差の解消ー同じ仕事なら同じ待遇をー」とも考え運動をつくらうー」をテーマに行われました。

集会では、非正規センターの柳恵美子代表が主催者あいさつを行い、全国一律最賃制度と大幅引き上げの運動を広げようとして訴えました。

記念講演では、労働政策研

究・研修機構の呉学殊(オウ・ハクスウ)さんが韓国での最賃の大幅引き上げや非正規雇用労働者の改善が進んでいる事を紹介しました。

続いて「8時間働けば人間らしく暮らせる社会をめざして」をテーマにトークセッションが行われました。

日本医労連からは、関根恵美子さん(北海道勤医労パー

共済カレンダーご活用ください

医労連共済だより

共済推進、とりわけ実務を担当されている皆さんに好評いただいている「共済カレンダー」を今年も作成しました。6月下旬に発送します。

このカレンダーは「新規加入は毎月15日締切で翌月1日に効力発生」給付請求は毎月15日までに共済事務局に到着した分は、月末に給付、月末までに到着した分は、翌月15日に給付、「口座振替は月末までに振替用紙が届いた分は翌月の5日から振替開始/5日が土日・祝の場合は翌日」など、担当者が押さえておきたい毎月のスケジュールや、医労連の運動スジュールが掲載されています。とても便利です。

また、時期が限定されている年金共済の募集や、セツト共済の見直しができる継続手続きのスケジュールもあり、宣伝や説明会の計画をつくる上でも重宝します。

さらに月ごとに医労連共済の紹介も充実しています。「医労連共済ってなに?」「なんで火災共済が必要なのかわかる?」「あなたの職場は大丈夫?職場環境チェック表」など、チラシにも使える内容が満載です。ご活用ください。

医療の眼

政府は労働力不足対策として、外国人労働者の受け入れを拡大しています。安価な労働力として注目されているのが留学生と技能実習生です。留学生は、今や飲食業やコンビニに不可欠な労働力となつていますが、その半数は時給1000円未満で働いています。さらに、世界から奴隷労働と批判される技能実習生も、前年より約20%も増えています。

外国人労働者の労働環境と生活の厳しさは、来日して間もない健康な若者たちが、毎年30人前後も過労死・過労自殺していることから、容易に想像できます。

こうした状況であつても、安倍政権は、2017年11月から在留期間2年もの延長と介護分野への実習生の受け入れを決めました。介護分野では、最大で職員の半数を技能実習生にできることになっています。

入管法「改正」で単純労働にまで拡大

入管法の改正で、これまで受け入れを禁止してきた単純労働者にまで拡大しようとしています。すでに、EPAで看護・介護の人材を受け入れてきました。EPAでは在留資格に「介護」を追

加(介護福祉士)、外国人研修制度・技能実習生制度に「介護」が追加されるなど、少しずつ広げられる措置がとられてきました。が、単純労働に対して門戸を開いていくことは禁止してきました。これを、一定の知識・経験を要する業務に就く「特定技能1号」(最長5年)、熟練した技能が必要な業務に就く「特定技能2号」(在留期間の更新可能)を設定して、在留資格を与えらるというもので、介護もその中に入っています。

政府は新資格によって介護や農業、建設など14分野の受け入れを進めるとしています。法務省の改正案は、受け入れ対象を「人材を確保すること」が困難な状況にある「分野」とし、具体的な業種は分野別の運用方針で定めるとしています。

しかし、現地ブローカーが大学へ売り込みを図って、ブローカー・施設・大学の三者連携による大規模な動きがすでに始まっています。大学も定員確保できずにいるため、前向きなところもあり、現場も人材不足のり気となつていて、いっきに動き出す可能性があります。日本語学校を使って入国し、介護現場にできる道を探る動きも始まっています。

検討すべき課題は様々

日本はこれまで外国人労働者に対して、正面から門戸を開けることは一切してきませんでした。実習生とかEPAという形で、勝手口や裏口から入れても正面から入れないというところを行ってききました。人権問題などが起きて正面から向き合おうとしない、不法就労であっても事実上目をつぶって放置をするという状況が続いてきました。難民の受け入れも大きな問題となり、入管の人権侵害も問題になってきています。

こうした問題を放置しただけで外国人の受け入れを進めていくことになれば、さまざまな悲劇がさるに広がっていくことになりかねません。同時に、日本の介護労働の大変な状況、放置したまま受け入れていけば、労働条件を全体として押し下げていく事になりかねません。国内の問題もあわせて見直していくことが必要です。

グローバル時代に、国境を越えて人が自由に行き交うという状況は、簡単には止められない時代になっていくので、こうした中で国際的なルールをどう作っていくのかというのをきちんと議論していく必要があります。単純な鎖国論、単純な開国論では対応しきれなくなつてきている状況もあり、どう対応していくか考えていかなくてはなりません。

鎌倉幸孝

外国人労働者受け入れー問題放置は許されない

北海道勤医労では、今年度の運動のテーマ「LIFE」に沿って、「臨時・パート時給1500円」を要求することを決め、日本医労連の「最別最賃アクションプラン」の取り組みに奮闘しています。北海道勤医労の関根恵美子さんが集会のトークセッションで発表した19春闘のパート組合員の奮闘による成果と教訓の部分(要旨)を以下紹介します。

私の職場、訪問介護の現状についてお話しします。私は介護福祉士で現在パートヘルパーとして働いています。初めは登録ヘルパーで採用され、当時は時給1200円でしたが利用者の入院等による派遣中止で収入が不安定であったことから、組合が是正を要求した結果、全員がパート職員となりました。収入は安定したものの、時給は低く初任者研修の介護職で870円からのスタートです。わずか2円ずつの昇給も資格により勤続12年目までしか上がらず、この賃金では募集をかけても人は集まりません。介護現場、特に訪問介護においては高齢化が進み私の職場では60歳以上が3分の2を占めていますが、更に60歳になると正職員は「高齢者雇用継続給付金」

左から2番目が関根さん
右端が鹿児島県医労連書記長・池田勝久さん

の受給を理由に賃金が6割～9割まで下がる「特号俸」が適用されます。パート職員も同様に特号俸が適用され、4号俸まで下がってしまいます。なぜか介護福祉士と保育士だけが1号俸まで下がり時給が6円も下まわる事に不満の声が年々高まりました。今春闘では賃金・一時金の要求を全国に結集するとともに、特号俸の廃止、介護福祉士と保育士の特号俸を他職種と同様4号俸に是正するよう法人に強く要求しました。支部団交では生活実態や労働実態の過酷さ、時給が低いために人手不足が加速している事を管理部側に訴えた結果、医療分野(医科・歯科・薬局)の法人で時給10円のベースアップの回答がありました。法人経営が厳しい中、昇給制度が確立して以来9年ぶりに臨時・パート職員のベアが実現出来ました。残念な事に私達介護法人にはベースアップ回答はありませんでしたが、介護福祉士と保育士の号俸を4号俸に是正する回答を引き出しました。他にもパート調理職員に早出手当1回200円の支給、臨時・パート職員の年末一時金を正職員と同一支給日とする事も勝ち取りました。正職員の支給日が12月12日なのに対して、臨時・パート職員の支給日は12月25日でした。金融機関の休業日によっては26日支給という年もあり、パート組合員からは「この支給日では楽しみにしている子供たちにクリスマスプレゼントを用意する事も出来ない」という切実な思いから長年訴え続けてきた要求です。以上が私達の闘いの到達です。

今春闘の支部団交ではパートの参加が正職員を上回りました。この時給では生活出来ない事、介護職だけでなく調理職も退職が多くこの賃金・待遇では募集をしても人は集まらず、少ない人員で現場を守る事も難しくなっている。とにかく時給を上げる事が急がれる等と全員が訴えました。初めて参加した人も自分の言葉で実態を訴えました。粘り強く声を上げ続ける事で今春闘の前進回答を引き出させたように、必ず変えられる事を組合員・職員に知らせ、更なる結集と組織化に繋げたいと思っています。



関根恵美子さん(北海道勤医労パート部副部長・在宅支部副委員長)の発言要旨